

1%支援制度がスタート

支援を希望する団体の説明会を4月25日(土)・26日(日)に開催

ボランティア団体など市民活動を支援する制度です

4月から1パーセント支援制度が始まりました。

この制度は、市民の皆さんの納税意識、ボランティア活動などへの関心を高めるとともに、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動の支援と促進を図ることを目的としています。

今号は制度の概要、交付までのスケジュールなどを紹介します。
(総合企画課)



▲年1回行われる市民活動団体の発表会。市内にはたくさんの市民活動団体があります

どんな制度なの、スケジュールは

「1パーセント支援制度(市民活動支援事業)」は、個人市民税納税者が、あらかじめ応募のあったボランティア団体やNPO団体などの市民活動団体の中から支援したい団体を選び、その人の個人市民税額の1パーセント相当額を、市がその団体に交付する制度です。

市民活動の支援であると同時に、市民のみなさんにとっては、ご自身が納める個人市民税の1パーセント分の使い道を自分で決める“自分の意思で自分の税金を生かせる”制度です。

スケジュール

支援を希望する市民活動団体からの申請期間は、5月1日(金)から5月29日(金)までで、やちよ市民活動サポートセンターで受け付けます。その後、「八千代市市民活動団体支援審査会」の審査を経て、市が支援対象団体と事業を決定し、7月15日(水)に公表します。

納税者からの選択届け出期間は、7月15日(水)から8月31日(月)で、その結果は10月上旬に公表します。

納税者の選択結果により、団体の当初計画に変更があった場合、変更申請を受け付けます。再度、審査会の審査を経て、支援金額を決定し、12月1日(火)に公表します。

支援対象事業の実施期間は、21年4月から22年3月末日までです。団体は事業が完了したらい実績報告書などの書類を提出します。審査会の審査を経て支援金額の確定を行い、22年6月に活動実績を公表します。

支援を希望する団体や事業の対象は

支援対象団体になるには.....

申請書と指定された書類を市に提出し、八千代市市民活動団体支援審査会の審査を受けます。

支援対象団体として決定すると、納税者が選択できるように広報紙やホームページなどで公表します。団体自ら広報活動を行うこともできますが、個人の自宅や職場などに電話をかけたり、訪問して選択をお願いし、迷惑をかける行為などは禁止されています。

申請に必要な書類は、申請書の他に団体概要

問い合わせは
市民活動サポートセンター
☎481-3222

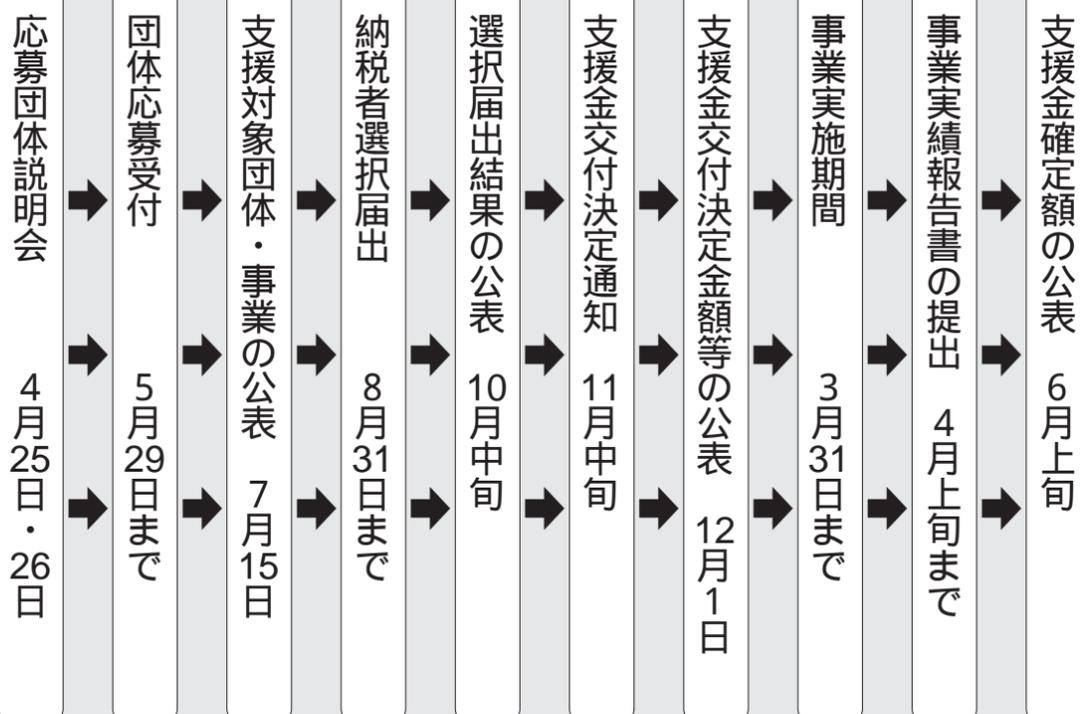
調査、会則、規約または定款などの写し、事業計画書、事業収支予算書などです。応募要領と申請書は、4月25日(土)・26日(日)の午後1時から八千代市役所で開かれる団体応募説明会で配布します。4月27日(月)以降は、やちよ市民活動サポートセンターと八千代市役所総合企画課の窓口で配布します。

申請できる団体は.....

次の要件を満たしている団体が対象となります。

市内に事務所を有し、市内で活動している
(次ページに続く)

今後のスケジュール



支援を希望する団体への説明会

日時：4月25日(土)・26日(日)
午後1時から
会場：市役所別館2階第1・2会議室

支援を受けたい市民活動団体に制度の内容と申請書の記入方法などについて説明を行います。説明会終了後に、個別相談会(事前予約制)も開催します。

団体応募説明会への参加と個別相談会への事前予約は、「やちよ市民活動サポートセンター」へ電話、ファクス、メールでお申し込み下さい。会場の都合により、参加者の調整をさせていただく場合があります。

なお、説明会開催以降は、説明と相談を随時受け付けますので、希望する団体は、同センターへお申し込みください。

会則、規約または定款などがある
申請書の提出時に1事業年度以上継続的に活動している、あるいは、設立の経緯などからみてこれに準ずるものである

法令、条例等に違反する活動をしていない
公の秩序または善良の風俗を害する活動をしていない

政治的活動、宗教的活動をしていない
ただし、このうち、については要件を満たしていても、制度の趣旨に沿っている団体については対象となりますので、ご相談下さい。

支援の対象となる事業は.....
次の要件を満たしている事業が対象です。

市内で実施するもの
福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他社会貢献に係る分野のもの

営利を目的としないもの
市民を主たる対象とするもの
団体の構成員のみを対象としないこと

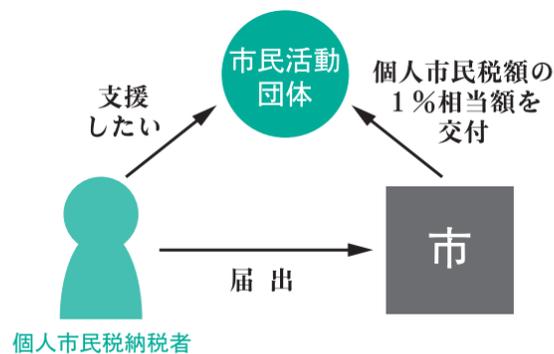
支援を受けようとする年度に本市から別の補助金等の交付を受けていないこと

ただし、このうち、については、要件を満たしていても、制度の趣旨に沿っているものについては対象となりますので、ご相談下さい。

申請事業数と支援金額は.....
団体が申請できる事業は、1年度につき1件です。支援金額は、市の予算の範囲内で、かつ事業費の2分の1を上限とします。

支援団体を選ぶには

届け出ができる人は.....
支援対象団体の選択届け出ができる人は、市内に住んでいて、20年度の個人市民税を八千代市にすべて納めた人です。



◀市民活動サポートセンターの外観

20年1月2日以降に本市に転入した人は、20年度の個人市民税は、20年1月1日に住んでいた市町村に納めることになっているので、今回の団体選択に参加することはできません。

届け出の方法は.....
支援対象団体と事業については、広報やちよ7月15日特別号、市ホームページ、市役所総合企画課・やちよ市民活動サポートセンター・支所・連絡所などで配布するパンフレットでお知らせします。

届け出は、支援したい団体(3つ以内)、納税通知書などの番号、住所、氏名(フリガナ)生年月日、電話番号などを記入して、持参、郵送、インターネットのいずれかの方法で行ってください。

届け出の方法については、広報やちよ7月15日特別号などで詳しくお知らせします。

納税通知書などの番号とは.....
選択の届け出をするには「納税通知書の通知書番号」と「特別徴収税額の通知書の指定番号・個人番号」が必要になります。

自営業などの人は21年6月に届く「平成21年度市民税・県民税納税通知書」に、サラリーマンは、同じく6月以降の給料明細と一緒に渡される「平成21年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」に記載されています。

また、21年度の納税通知書等が届いていない人でも、20年度に納税している人は、届け出をすることができます。その場合は、昨年6月に届いた「平成20年度納税通知書」などの番号を記入してください。

納税通知書などの番号が分からない場合は、本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カードなど)が必要となります。

「市民活動団体支援審査会」の委員を募集します

1パーセント支援制度を実施するにあたり、納税者が選んだ団体に対し、公平かつ適正に支援金が交付されるよう、審査会を設置します。

審査会は学識経験者4人以内と公募市民委員3人以内で構成され、支援制度に応募した団体とその事業について、要件を満たしているか審査を行い、納税者の選択の対象となる「支援対象団体」を選出します。また、納税者の選択結果により、団体の当初の計画に変更があった場合には、その内容を審査します。

これらの審査や選考を行っていただく審査会委員を次のとおり募集します。

なお、支援金に応募する団体の関係者は、委員になることはできません。

- ▶応募資格 市民活動に関心のある、市内在住の成人で、任期中5回程度平日の会議に出席できる人
- ▶募集人数 3人
- ▶任期 委嘱の日から1年間
- ▶報酬 会議1回につき7,000円
- ▶応募方法 4月30日(木)必着で、「市民活動に期待すること」をテーマにした400字詰め原稿用紙2枚程度の作文と、市販の履歴書に写真を貼付したものを〒276-0042ゆりのき台5-30-6やちよ市民活動サポートセンター 電話481-3222へ郵送または持参
- ▶選考方法 書類審査
- ▶問い合わせ やちよ市民活動サポートセンター

応募書類は非公開、返却しません

支援制度の注意点は

この制度は、皆さんの個人市民税相当額の1パーセントを、皆さん自身が選んだ市民活動団体の支援に充てる制度です。21年度分個人市民税から、市が補助金として団体に交付します。皆さんから新たに1パーセント相当額の市民税を納めていただくものではありません。

団体への支援の結果については、10月中旬に公表しますが、個々の市民税額や皆さんがどの団体を選んだかについての秘密は、厳守します。

同じ人が2回以上選択届け出をした場合は、無効となります。

市民の皆さんの支援金額が団体の希望支援金額を下回った場合は、団体の方で事業計画を縮小したり、取り下げたりすることがあります。

してはいけないこと

この制度を広め、市民活動を更に活発にしていくために、制度の信頼を損なうような次の行為は禁止されています。

他の納税者になりすまして、選択届け出をすること

団体を選択することを条件に不正な約束をすること

1人の納税者が4つ以上の団体を選択して届け出をすること など

このようなことが判明した場合は、届け出が無効になったり、支援金の交付が取り消されたりすることがあります。

やちよ市民活動サポートセンター

- 【所在地】ゆりのき台5-30-6
- 【電話】481-3222
- 【FAX】481-3221
- 【メールアドレス】npo.city.yachiyo@jcom.home.ne.jp
- 【URL】http://members.jcom.home.ne.jp/npo.city.yachiyo/
- 【館内設備】交流サロンやフレキシブルスペース(会議室)、パソコンコーナー、ワーキングコーナー(印刷機、コピー機、丁合機、紙折機、断裁機)などがあります。また、市民活動団体の情報案内と資料の配布なども行っています。
- 【機器使用料金】印刷機.....1製版100枚まで60円、以降100枚ごとに30円 コピー機・パソコン印刷.....各サイズ白黒1枚10円、A3版カラー1枚80円、その他カラー1枚50円、その他は無料
- 【開所時間】日曜・月曜・火曜日.....午前9時～午後5時
水曜・金曜・土曜日.....午前9時～午後9時
- 【休所日】毎週木曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

